

令和3年 No40

○東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

教育インキュベーションセンターの運営体制の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年6月23日 教育研究評議会 審議・承認

ただし、承認後に附則の修正が生じたため、学長決裁により処理する。

東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年6月29日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和3年規程第22号

東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程の一部を改正する規程（案）

東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程（平成31年規程第17号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教育インキュベーションセンター規程の一部改正について

改正理由：教育インキュベーションセンターの運営体制の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) Explayground事業の推進</u></p> <p><u>(2) 産官学共同研究の推進</u></p> <p>(3) <u>特定課題を設定したプロジェクト研究の推進</u></p> <p><u>(4) 東京学芸大学におけるブランディング活動の推進及び芸術・スポーツ分野の活動支援</u></p> <p><u>(5) 前各号の業務に係る成果を踏まえた教育学部及び大学院教育学研究科における教育活動支援</u></p> <p>(6) その他必要な業務</p> <p>2～4 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第8条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第9条 <u>運営委員会</u>は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) センターの運営の基本方針に関すること。</p> <p>(2) センターの教員の人事に関すること。</p> <p>(3) センターの予算に関すること。</p> <p>(4) その他センターの管理運営に関すること。</p> <p>(組織)</p>	<p>[省略]</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) 産官学共同研究の推進</u></p> <p><u>(2) 大学院教育学研究科修士課程フィールド研究プログラムの活動支援</u></p> <p><u>(3) コンソーシアム型プロジェクトの活動支援</u></p> <p><u>(4) 大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構築 (HATOプロジェクト)の活動支援</u></p> <p><u>(5) 東京学芸大学における芸術・スポーツ分野の活動支援</u></p> <p>(6) その他必要な業務</p> <p>2～4 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第8条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会 <u>(以下「委員会」という。)</u> を置く。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第9条 <u>委員会</u>は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) センターの運営の基本方針に関すること。</p> <p>(2) センターの教員の人事に関すること。</p> <p>(3) センターの予算に関すること。</p> <p>(4) その他センターの管理運営に関すること。</p> <p>(組織)</p>

第10条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) センターに所属する専任教員

(3) 学系長

(4) センターの運営に関わる外部機関関係者のうちから学長が委嘱する者 若干名

(5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

(任期)

第11条 前条第4号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第12条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。

(会議)

第13条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第10条第4号の委員は、第9条第2号に規定する審議事項の議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第14条 運営委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(推進会議)

第15条 [省略]

(所員会議)

第16条 センターに、センターの管理運営に関する事項を協議するため、センターに所属する教員をもって組織する所員会議を置く。

2 客員教授等は、所員会議に出席し、専門的事項について意見を述べることができる。

(ブランディングサイト編集委員会)

第17条 センターに、東京学芸大学のブランディングに係る公式ウェブサイトの管理運営を行うため、広報戦略推進本部のガバナンスの下、ブランディングサイト編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

2 編集委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センターに所属する専任教員

第10条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) センターに所属する専任教員

(3) センターの運営に関わる外部機関関係者のうちから学長が委嘱する者 若干名

(4) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

(任期)

第11条 前条第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第12条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(会議)

第13条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第10条第3号の委員は、第9条第2号に規定する審議事項の議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第14条 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(推進会議)

第15条 [省略]

(所員会議)

第16条 センターに、センターの管理運営に関する事項を協議するため、センターに所属する教員をもって組織する所員会議を置く。

2 客員教授等は、所員会議に出席し、専門的事項について意見を述べることができる。

<p><u>(2) その他必要に応じてセンター長が委嘱する者 若干名</u></p> <p><u>3 前項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4 編集委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員のうちからセンター長が指名する。</u></p> <p><u>5 委員長は、編集委員会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>6 前各項に定めるもののほか、編集委員会に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(庶務)</p> <p><u>第18条</u> 〔省略〕</p> <p>(規程の改廃)</p> <p><u>第19条</u> 〔省略〕</p> <p>(細目)</p> <p><u>第20条</u> この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、<u>運営委員会</u>の議を経て、センター長が別に定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和3年6月29日から施行する。</u></p>	<p>(庶務)</p> <p><u>第17条</u> 〔省略〕</p> <p>(規程の改廃)</p> <p><u>第18条</u> 〔省略〕</p> <p>(細目)</p> <p><u>第19条</u> この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、<u>委員会</u>の議を経て、センター長が別に定める。</p> <p>〔省略〕</p>
--	--